

日本外交文書

昭和期Ⅱ第一部第一卷
(昭和七年对中国關係)

外務省

序

外務省では、明治維新以降のわが国外交の経緯を明らかにし、あわせて外交交渉上の先例ともなる基本的史料を提供する目的で、昭和十一年『日本外交文書』第一巻を公刊した。その後、戦争による中断はあったが、戦後、編纂事業を再開して、昭和三十八年には明治期を、同六十二年には大正期をそれぞれ完結した。昭和期外交文書については、満州事変、海軍軍縮問題、および日米交渉（昭和十六年）等の特集とともに、すでに昭和期Ⅰ（昭和二年から六年）の外務省記録の編纂・刊行を終え、本巻で明治期以来通算一八二冊となった。

昭和期は戦災等により重要記録が多数失われているため、その編纂においては従来の編年方式に加え、多年度方式を導入するなどの新形式により、複雑多岐にわたる昭和期外交の実態を把握できるように配慮して来た。本巻は昭和期Ⅱの第二冊目として、昭和七年の対中国関係外務省記録を編年方式により編纂・刊行するものである。

激動の時代といわれる昭和期日本の対外政策とこれをめぐる国際環境について本巻が正確な史実を提供し、将来のわが国外交政策の策定と歴史的研究にあたって、何らかの寄与を成し得れば幸いである。

平成八年十二月

外務省外交史料館長

例 言

一 第二次世界大戦終結に至るまでの昭和期（昭和二―二十年）を次の三期に分けて外交文書の編纂を行う。

昭和期Ⅰ 昭和二―六年（一九二七―一九三一）

昭和期Ⅱ 昭和六―十二年（一九三一―一九三七）

昭和期Ⅲ 昭和十二―二十年（一九三七―一九四五）

二 各期においては、対中国関係事項を第一部、対欧米・国際関係事項を第二部とし、それぞれ編纂・刊行する。

三 本巻は『日本外交文書』昭和期Ⅱ第一部第一巻として、昭和七年の対中国関係文書を収録した。

なお、満州事変の関係文書は、既刊『日本外交文書』満州事変（全七冊）にも収録されているので、あわせて参照されたい。

- 1 本巻に収録した文書は、外務省所蔵記録によるもので、原則として原文のままである。
- 2 収録文書は、編者が一連番号および件名を付し、各項目ごとに日付順に配列した。
- 3 収録文書の冒頭に※印のあるものは、「松本記録」に依拠した。

「松本記録」とは、故松本忠雄元衆議院議員が、昭和八年十二月より同十四年一月までの外務参与官および外務政務次官時代に、外務省保管記録のうち、特に政治、外交、条約、借款関係等の主要記録を筆写したもので、明治・大正・昭和にわたり約三百冊に及んでいる。「松本記録」は、昭和十七年の外務省の火災、または終戦時の焼却処分等によって消失した「原本記録」を補填しうる記録（写）である。

- 4 収録文書中発電月日不明の電報は、着電の日付を記し、1月15日のようにカッコを付して区別した。
- 5 収録文書中右肩に付した(1)(2)(3)等の記号は、同一番号の電報が分割されたことを示す。なお、本巻への収録にあたっては、文章の区切りではなくとも分割された箇所をもって改行した。
- 6 収録文書中来信については、公信番号の下方に接受日を明記し、接受日不明のものについては当該箇所その旨を記した。
- 7 発受信者名については、初出の場合のみ姓名を表示し、以後は姓のみにとどめた。また発受信者名に付す国名・地名は、辞令に基づく在勤地とした。
- 8 編者が加えた注記は、(編注)として当該箇所に明記し、その文面は各文書の末尾に記載した。
- 9 原文書に欄外記入や付箋がある場合は、(欄外記入)(付箋)として当該箇所に明記し、その文面は各文書の末尾に記載した。
- 10 収録文書中(省略)(ママ)等のカッコを付したルビは、編者が記したものである。
- 11 押印については、公印と私印をそれぞれ〔印〕と(印)に区別して記した。
- 12 巻末に全収録文書の日付順索引を付した。

目次

一	東北諸懸案関係	1
二	東北治安状況および居留民保護問題	163
三	満州国財政関係	268
	付 満州国への諸外国投資問題	331
四	満州国による海関接收問題	369
五	上海事変関係	445
	付 上海仏国租界搜索問題	504
六	中国政情	546
	付一 共産軍の福建省進出問題	619
	付二 中ソ国交回復問題	648
七	中国関税問題	662
八	中国排日問題	726

付 不敬記事関係……………835

九 雑件……………884

1 中国の治外法権撤廃要求に対する日英提携問題……………884

2 滄石鉄道敷設契約問題……………893

日本外交文書 昭和期II第一部第一卷 日付索引
 (昭和七年对中国関係)

一 東北諸懸案関係

1 昭和7年1月6日 在奉天森島(守人)総領事代理より
 犬養(毅)外務大臣宛(電報)

北寧鉄道借款の償還手形支払い停止問題に關し奉天省政府より支払い方決定について

付記 昭和六年十二月三十一日発在奉天森島総領事代理より犬養外務大臣宛電報第一六二九号
 右停止問題に關し急速解決方意見具申

奉 天 1月6日後発
 本 省 1月6日後着

分ヲ纏メテ支拂フコトトセリ依テ六日來訪ノ「ブースピ」ニ不取敢右ノ旨ヲ傳ヘ臧省長ニ會見方申渡シ置キタルカ他方英國總領事ニ對シテハ日本軍トシテハ本件手形ノ引出ヲ制限スルノ意向ナク本件ハ省政府内整理委員會ニ於テ考究中ナル處本官トシテハ省政府ニ於テハ北寧鐵路借款ノ爲中英公司ニ對シ月賦支拂ヲ爲スノ意向ナル旨了解シ居ル趣ヲ回答スルコトトセリ

支、北平へ轉電セリ

(付記)

奉 天 昭和6年12月31日後発
 本 省 1月1日後着

第四六號

客年往電第一六二九號ニ關シ

軍側ニテハ當地諸銀行ニ於ケル北寧鐵道ノ預金ハ舊東北政權ニ所屬セルモノト看做シ省政府ヲシテ逆産トシテ沒收セシムル意向アルニ依リ本件手形ノ支拂ニハ依然異議アルニ依リ軍側並臧省長、金井省政府顧問等ト夫々打合ノ上差當り省政府ヨリ中英公司ノ要求セル月賦元利支拂金二三箇月

第一六二九號
 往電第一六〇三號ニ關シ

「其後引續キ軍側ニ接衝中ナルモ支拂方同意ヲ得ス」「ブースピ」ニ對シ駒井統治部部长不在等(三十日夜哈爾濱ヨリ